

令和8年度豊中市包括外部監査人の募集に係る質問及び回答(案)

NO.	対象	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 P.1	1. 契約の概要 (6)執務場所	①執務場所には、貴団体の庁舎、出先機関での執務に限られるのか、あるいは、事務所作業等の執務も認められるのか。	<p>○本市が準備する執務場所での執務を原則としています。</p> <p>○ただし、監査人や補助者の事務所での執務についても、本市に事前連絡のうえ、執務終了後に、執務室以外での執務日誌をご提出いただき、本市の確認を受けた場合に限り、執務及び監査に要する費用算定の根拠となる執務時間として認めさせていただきます。</p>
2			②事務所作業等の執務が認められる場合は、事務所作業等に要した執務時間も監査に要する費用に含めても差し支えないのかどうか。	
3	仕様書 P.2	4. 実施方法 (7)執務日誌の提出	<p>左記の規定に関連して、貴市の執務室での執務を原則とするといった取定めや方針がございますでしょうか。作業内容（例えば、情報収集、データ分析など）によっては貴市の執務室ではなく受嘱者の事務所にて執務を実施することも想定していたためご質問するものです。併せて、貴市の執務室以外での執務が認められる場合の（7）執務日誌の提出方法についてもご教示ください。</p>	<p>○本市が準備する執務場所での執務を原則としています。</p> <p>○ただし、監査人や補助者の事務所での執務についても、本市に事前連絡のうえ、執務終了後に執務室以外での執務日誌をご提出いただき、本市の確認を受けた場合に限り、執務として認めさせていただきます。</p> <p>○上記の執務室以外での執務日誌については、執務終了後にお名前、執務の時間と内容等について一定の様式により電子メールでご提出いただくことを想定しています。なお、提出方法の詳細については、過度な事務負担にならないよう、包括外部監査契約の締結にあたり協議させていただきたいと考えています(1か月単位でのご提出等)。</p>